

久留米市麻しん風しん予防接種事業実施要領（案）

1. 目的

風しん抗体価の低い者に対して、風しん予防接種を実施することにより、妊婦への風しんウイルスの感染を予防し、先天性風しん症候群（CRS）の発生を防ぐことを目的とする

2. 実施期間

平成31年2月8日から平成31年3月31日まで

3. 対象者

対象者は久留米市民（久留米市に住民登録を有する者）であり、平成26年4月以降に抗体検査の結果が陰性である記録が確認できた者で、次の（１）～（３）のいずれか一つの要件に該当する者

（１）妊娠を希望する女性（妊婦は除く）及びその配偶者（パートナーを含む）・同居者※

（２）妊婦の配偶者（パートナーを含む）及び同居者※

ただし、妊婦の抗体検査で抗体価が低いか、未実施の場合のみ

※同居者とは：生活空間を同一にする頻度が高い家族など

（３）1962（昭和37）年4月2日から1979（昭和54）年4月1日までの間に
生まれた男性

4. 接種方法

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン0.5m l を1回皮下接種すること

5. 接種の場所

麻しん風しん予防接種の実施を受託した医師が医療機関で行う個別接種とし、市内受託医療機関のみでの実施とする

6. 受託医が行う事項

（１）予防接種の予診票を窓口に備え付ける

（２）予診票により、問診・予診（診察）を行い、予防接種を行う

（３）実施にあたっては、住所と対象者に該当するかを確認すること

（４）予防接種終了後は、予診票下欄に所要事項を記入し、予防接種済証（別紙）を発行する

（５）予防接種実施終了後、医師会の定める日までに医師会へ予診票を提出する

7. 接種費用

無料

8. 委託料

麻しん風しん予防接種（任意接種）委託契約書に基づき、次の額とする

1回の接種につき 9, 795円（税込）

なお、予診等により判定否は、1, 339円とする

9. 健康被害救済制度について

※独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）

任意接種により健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づき手続きを行う。手続きは、健康被害を受けた者又はその家族が必要な書類を揃え、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法救済制度相談窓口に請求する。

（ただし、今後、予防接種法に基づく定期の予防接種となった場合、定期予防接種の対象者については、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した際は、市町村長が健康被害に対する給付を行う。）

10. その他特記すべき事項

市は次に該当する場合、委託料の支払いは行わない

- ・ 3の対象者に該当しない者
- ・ 市民でない者（市に住民登録がない者）
- ・ 予診票の記入不備